

平成 21 年

尼 崎 市 の 事 業 所

- 経済センサス - 基礎調査 市集計結果報告 -

尼 崎 市

ま え が き

平成21年経済センサス - 基礎調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として平成21年7月1日現在で実施されました。この報告は、総務省統計局『経済センサス - 基礎調査』の調査票情報のうち尼崎市に関する結果を、市で独自に集計したものです。

経済センサス - 基礎調査は、我が国における事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的としています。

厳しい社会経済情勢が続くなか、この報告が実務や調査研究の参考として広く各方面で活用いただければ幸いに存じます。

また、調査にご協力いただきました各事業主の皆様をはじめ、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成23年9月

尼崎市総務局
情報政策課

目 次

| | |
|--------------|----|
| 調査の概要 | 1 |
| 用語の説明 | 3 |
| 利用上の注意 | 5 |
| 調査結果の概要 | |
| 1 概要 | 6 |
| 2 産業別の状況 | 7 |
| 3 経営組織別の状況 | 10 |
| 4 従業者規模別の状況 | 11 |
| 5 従業上の地位別の状況 | 12 |
| 6 地区別の状況 | 13 |
| 7 企業の状況 | 14 |

統計表

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1表 産業（大分類）、事業所数及び男女別従業者数 | 16 |
| 第2表 産業（大分類）、地区別事業所数及び従業者数 | 16 |
| 第3表 産業（大分類）、経営組織別事業所数及び従業者数 | 18 |
| 第4表 産業（大分類）、経営組織別民営事業所数、従業上の地位別従業者数 | 18 |
| 第5表 産業（小分類）、地区別事業所数及び従業者数 | 20 |
| 第6表 産業（中分類）、従業者規模別事業所数及び従業者数 | 44 |
| 第7表 産業（中分類）、本所・支所の別民営事業所数及び男女別従業者数 | 50 |
| 第8表 産業（中分類）、事業所の開設時期別民営事業所数及び男女別従業者数 | 56 |
| 第9表 産業（中分類）、資本金額別企業数及び企業常用雇用者数 | 62 |
| 第10表 産業（大分類）、企業常用雇用者規模別企業数及び企業常用雇用者数 | 68 |
| 第11表 町（丁）別事業所数及び従業者数（全事業所） | 70 |

調査の概要

はじめに

経済センサス - 基礎調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査であり、事業所・企業統計調査などの大規模統計調査を見直し、新たに創設されました。

1 調査の目的

経済センサス - 基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、我が国のすべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにするとともに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とした。

2 事業所の定義及び範囲

(1) 定義

この調査は、すべての事業所を対象とする調査です。

事業所とは、経済活動が行なわれている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいいます。

- ・ 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行なわれていること
 - ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること
- 例えば、支所、支社、支店、営業所、工場、倉庫、寮、配送センター、研究所、商店、事務所、銀行、学校、神社・寺院、病院、旅館、学習塾、個人教授所（生け花、茶道など）など、1 区画を占めて事業・活動を行なっている場所が事業所です。

ただし、個人で自家営業をしている大工、左官や個人タクシーの運転手などのように、事業を行なう場所が一定していないような場合は、その人の自宅を事業所とみなします。

また、露店、行商、屋台、立売などのように固定的な設備がない場合は、事務所、自宅などを事業所とみなします。

なお、当該事業所に所属する従業者が一人もいなく、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業・活動が行なわれている場所も事業所となります。

(2) 調査対象除外

経済センサス基礎調査は、統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所について行なった。

- ア 大分類 A - 農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- イ 大分類 B - 農業に属する事業所で個人の経営に係るもの

- ウ 大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類 79 - その他の生活関連サービス業（小分類 792 - 家事サービス業に限る。）に属する事業所
- エ 大分類R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96 - 外国公務に属する事業所

3 調査の期日

平成 23 年 7 月 1 日現在

4 事業所の区切り方の基本原則

ポイント

事業所は、「一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行なわれていること」が要件となっているので、「場所ごと」、「経営者ごと」に区切っています

・場所ごと

事業所は、それぞれの事業を営んでいる「場所ごと」に事業所としてとらえる。

したがって、経営者が同一であっても、異なった場所で事業を営んでいる場合はそれぞれの場所ごとに調査します

・経営者ごと

事業所は、それぞれの「経営者ごと」に区切ってとらえる。

したがって、ビル、マーケット、大きな工場の敷地内などで、複数の経営者が事業を営んでいる場合は、それぞれの経営者ごとに区分します。

用語の説明

1 経営組織

- (1) 個人経営・・・ 個人が事業を営んでいる場合をいう。会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。
- (2) 会社・・・・・・ 株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社(LLC)、相互会社、外国の会社をいう。
- (3) 会社以外の法人・ 法人格を有する団体のうち、前述の「会社」以外の法人をいう。(地方)独立行政法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、地方公社(道路公社、住宅供給公社など)、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合(法人格を持つもの)、農(漁)業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などをいう。
- (4) 法人でない団体・ 団体ではあるが、法人格をもたないものをいう。
- (5) 公営・・・・・・ 国、地方公共団体をいう。
- (6) 民営・・・・・・ 公営(国、地方公共団体など)以外をいう。
- (7) 会社企業・・・・ 経営組織が株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。なお、本資料で「企業」とは、この会社企業をいう。
- (8) 企業産業分類・・ 企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類(企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により分類している。なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。

2 従業者

調査期日現在で、その事業所に属する従業者で、他の事業所へ派遣している従業者を含む。

- (1) 個人・・・・・・・・ 個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいる人をいう。
- (2) 無給の家族従業者・ 個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている場合は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。
- (3) 有給役員・・・・・・・・ 有給役員とは、個人経営以外の場合で役員報酬を得ている人をいう。ただし、重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。
- (4) 常用雇用者・・・・・・・・ その事業所で常時雇用されている人で、次のいずれかに該当する人をいう。一般に「正社員・正職員」と呼ばれている人のほか、日雇い・アルバイト・パートタイマー、嘱託なども次のいずれかに該当すればここに含まれる。
 - ・ 期間を定めずに雇用されている人
 - ・ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人
 - ・ 平成 21 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている人
- (5) 臨時雇用者・・・・・・・・ 常用雇用者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。
- (6) 派遣・下請従業者・ 労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

利用上の注意

- 1 平成 21 年経済センサス 基礎調査は、我が国の事業所及び企業を対象に新しく創設した調査です。そのため、事業所・企業統計調査（平成 18 年まで実施）で実施した内容と調査手法が以下の点において異なることから、平成 18 年事業所・企業統計調査との比較された場合の差数が全て増加・減少を示すものではありません。
 - ・ 商業・法人登記等の行政記録の活用
 - ・ 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入等したが、いまして、尼崎市においては統計表の時系列比較を行っておりません。その点を十分にご留意願います。
- 2 平成 21 年経済センサス - 基礎調査で用いる産業分類は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月 6 日改定）を基に分類しています
- 3 結果表中総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは数値の単位未満について四捨五入としたためです。また、一部の分類事項については、総数に不詳を含むため総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。
- 4 結果表に用いる記号の意味は以下のとおりである。
 - 「 0 」…………… 単位未満
 - 「 - 」…………… 該当数値がないもの
 - 「 」…………… 減少

調査結果の概要

1 概要

| | | | |
|-------|-------------|--------------|------------|
| 事業所総数 | 1万9,714事業所、 | うち民間事業所数 | 1万9,329事業所 |
| 従業者総数 | 21万3,716人、 | うち民間事業所の従業者数 | 20万1,843人 |

経済センサス 基礎調査確報集計による平成 21 年 7 月 1 日現在の尼崎市の事業所数は 2 万 1,337 事業所となっている。このうち、事業内容等が不詳の事業所を除いた事業所数は 1 万 9,714 事業所、従業者数は 21 万 3,716 人となっている。

(注意) 以降、事業内容等が不詳の事業所を除いて記述する。

(1) 事業所数及び従業者数

尼崎市の事業所数は 19,714 事業所、従業者数は 213,716 人となっている。これを 1 事業所当たりの平均従業者数で見ると、全事業所平均で 10.8 人となっている。一方、民営事業所で見ると、事業所数は 19,329 事業所、従業者数は 201,843 人となっている。

表 1 事業所数及び従業者数

| 区分 | 事業所数 | 従業者数 | | 1事業所当たり従業者数 | |
|-------|--------|---------|---------|-------------|------|
| | | 男 | 女 | | |
| 全事業所 | 19,714 | 213,716 | 128,651 | 84,973 | 10.8 |
| 民間事業所 | 19,329 | 201,843 | 122,314 | 79,437 | 10.4 |

従業者数は男女別不詳分を含む。

(2) 近隣地域との比較

兵庫県下各市町と比較すると、尼崎市は事業所数、従業者数ともに神戸市、姫路市に次いで多い。神戸・阪神地区で 1 事業所当たり従業者数を見ても、三田市が 13.7 人ともっとも多く、次いで伊丹市 12.8 人、猪名川町 11.9 人、尼崎市 10.8 人と続いている。

また 1km²当たりの事業所数は 395.8 事業所、従業者数は 4,290.6 人であり、兵庫県及び神戸市と比べ、大きく上回っている。

表2 地域別事業所数及び従業者数（全事業所）

| 県・市町 | 事業所数 | 従業者数※ | 1事業所当たり従業者数 | 1km ² 当たり | |
|-------|---------|-----------|-------------|----------------------|---------|
| | | | | 事業所数 | 従業者数 |
| 兵庫県 | 242,915 | 2,444,525 | 10.1 | 28.9 | 291.2 |
| 神戸市 | 73,635 | 787,582 | 10.7 | 133.3 | 1,426.2 |
| 姫路市 | 27,574 | 272,194 | 9.9 | 51.6 | 509.3 |
| 阪神南地域 | 37,607 | 397,505 | 10.6 | - | |
| 尼崎市 | 19,714 | 213,716 | 10.8 | 395.8 | 4,290.6 |
| 西宮市 | 14,748 | 158,116 | 10.7 | 147.5 | 1,581.8 |
| 芦屋市 | 3,145 | 25,673 | 8.2 | 170.3 | 1,390.0 |
| 阪神北地域 | 20,015 | 227,409 | 11.4 | - | |
| 伊丹市 | 6,082 | 78,057 | 12.8 | 243.6 | 3,126.0 |
| 宝塚市 | 5,969 | 60,914 | 10.2 | 58.6 | 598.4 |
| 川西市 | 4,345 | 39,906 | 9.2 | 81.3 | 746.7 |
| 三田市 | 2,959 | 40,654 | 13.7 | 14.1 | 193.4 |
| 猪名川町 | 660 | 7,878 | 11.9 | 7.3 | 87.1 |

男女別不詳分を含む。

2 産業別の状況

事業所数 「卸売業、小売業」が 4,868 事業所（構成比 24.7%）ともっとも多い
 従業者数 「製造業」が 45,997 人（同 21.5%）ともっとも多い

（1）事業所数

産業大分類別に事業所数をみると、「卸売業、小売業」が 4,868 事業所（構成比 24.7%）ともっとも多く、「宿泊業、飲食サービス業」が 3,205 事業所（同 16.3%）、製造業が 1,968 事業所（同 10.0%）と続いており、この3産業で尼崎市の半数を占めている。

（2）従業者数

従業者数をみると、「製造業」が 45,997 人（同 21.5%）でもっとも多く、「卸売業、小売業」が 38,150 人（同 17.9%）、「医療、福祉」が 24,468 人（同 11.4%）と続いており、この3産業で尼崎市の半数を占めている。

（3）1事業所当たり従業者数

1事業所当たり従業者数をみると、「公務（他に分類されるものを除く）」（66.1人）がもっとも多く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」（62.2人）「運輸業、郵便業」（31.1人）となっている。一方、「不動産業、物品賃貸業」（4.1人）がもっとも少なく、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」（5.0人）となっている。

図1 産業(大分類)別事業所数(全事業所)

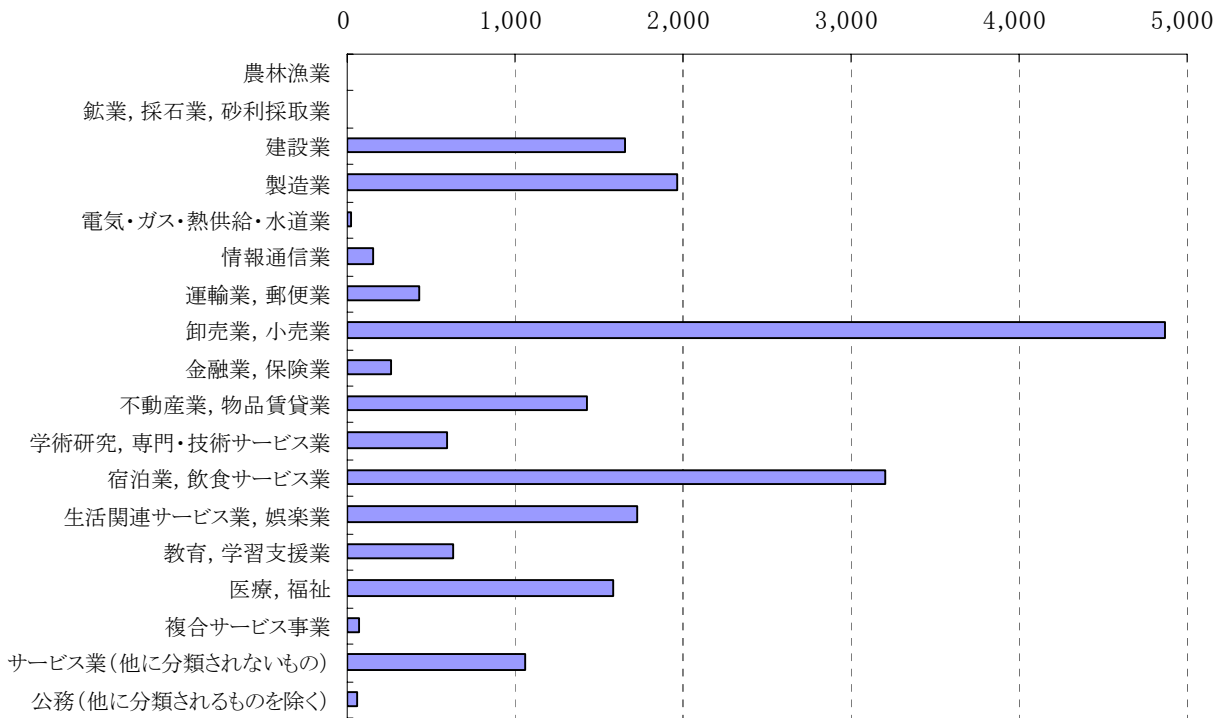


図2 産業(大分類)別従業者数(全事業所)

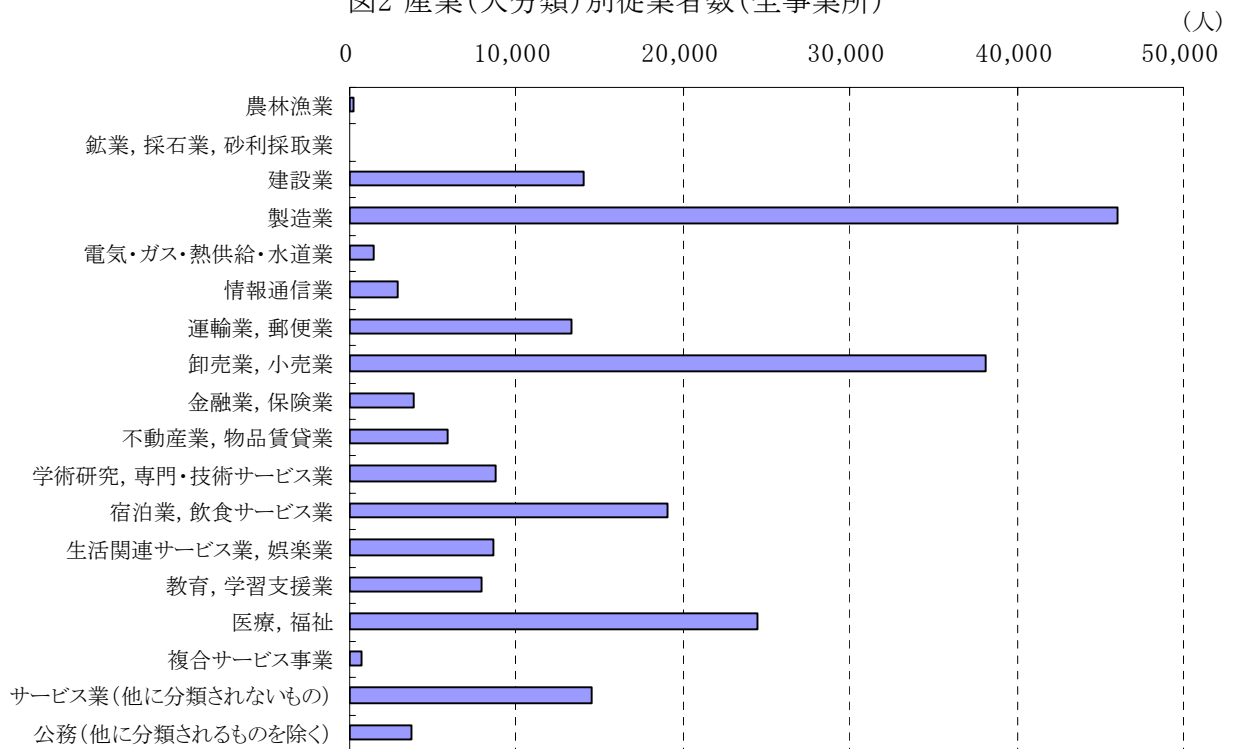


表3 産業（大分類）別事業所数、事業所数及び1事業所当たり従業者数（全事業所）

| 産業(大分類) | 事業所数 | | 従業者数※ | | 1事業所当たり従業者数 |
|---------------------|--------|------------|---------|------------|-------------|
| | | 構成比 (%) | | 構成比 (%) | |
| 全産業 | 19,714 | 100.0 | 213,716 | 100.0 | 10.8 |
| A～B 農林漁業 | 10 | 0.1 | 265 | 0.1 | 26.5 |
| C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 2 | 0.0 | 44 | 0.0 | 22.0 |
| D 建設業 | 1,654 | 8.4 | 13,995 | 6.5 | 8.5 |
| E 製造業 | 1,968 | 10.0 | 45,997 | 21.5 | 23.4 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 24 | 0.1 | 1,493 | 0.7 | 62.2 |
| G 情報通信業 | 149 | 0.8 | 2,824 | 1.3 | 19.0 |
| H 運輸業, 郵便業 | 429 | 2.2 | 13,359 | 6.3 | 31.1 |
| I 卸売業, 小売業 | 4,868 | 24.7 | 38,150 | 17.9 | 7.8 |
| J 金融業, 保険業 | 263 | 1.3 | 3,867 | 1.8 | 14.7 |
| K 不動産業, 物品賃貸業 | 1,423 | 7.2 | 5,844 | 2.7 | 4.1 |
| L 学術研究, 専門・技術サービス業 | 595 | 3.0 | 8,754 | 4.1 | 14.7 |
| M 宿泊業, 飲食サービス業 | 3,205 | 16.3 | 19,010 | 8.9 | 5.9 |
| N 生活関連サービス業, 娯楽業 | 1,725 | 8.8 | 8,677 | 4.1 | 5.0 |
| O 教育, 学習支援業 | 631 | 3.2 | 7,952 | 3.7 | 12.6 |
| P 医療, 福祉 | 1,584 | 8.0 | 24,468 | 11.4 | 15.4 |
| Q 複合サービス事業 | 73 | 0.4 | 696 | 0.3 | 9.5 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 1,054 | 5.3 | 14,554 | 6.8 | 13.8 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 57 | 0.3 | 3,767 | 1.8 | 66.1 |
| (再掲) | | | | | |
| 第一次産業 (A～B) | 10 | 0.1 | 265 | 0.1 | 26.5 |
| 第二次産業 (C～E) | 3,624 | 18.4 | 60,036 | 28.1 | 16.6 |
| 第三次産業 (F～S) | 16,080 | 81.6 | 153,415 | 71.8 | 9.5 |

男女別不詳分を含む。

3 経営組織別の状況

個人事業所は 8,828 事業所、 法人事業所は 10,441 事業所
 個人事業所の従業者は 27,389 人、 法人事業所の従業者は 174,209 人

経営組織別に事業所数をみると、「民营」が 19,329 事業所（構成比 98.0%）、「公営」が 385 事業所（同 2.0%）となっている。民营をさらに「個人」、「法人」及び「法人でない団体」の 3 つに区分してみる。

（１）事業所数

「個人」は 8,828 事業所（同 44.8%）、「法人」は 10,441 事業所（同 53.0%）うち「会社」は 9,439 事業所（同 47.9%）となっている。また、「法人でない団体」は 60 事業所（同 0.3%）となっている。

（２）従業者数

「個人」は 27,389 人（同 12.8%）、「法人」は 174,209 人（同 81.5%）うち「会社」は 155,072 人（同 72.6%）となっている。また、「法人でない団体」は 245 人（同 0.1%）となっている。

表 4 経営組織別事業所数及び従業者数（全事業所）

| 経営組織 | 事業所数 | | 従業者数※ | |
|---------|--------|--------|---------|--------|
| | | 構成比(%) | | 構成比(%) |
| 総数 | 19,714 | 100.0 | 213,716 | 100.0 |
| 民营 | 19,329 | 98.0 | 201,843 | 94.4 |
| 個人 | 8,828 | 44.8 | 27,389 | 12.8 |
| 法人 | 10,441 | 53.0 | 174,209 | 81.5 |
| 会社以外の法人 | 1,002 | 5.1 | 19,137 | 9.0 |
| 会社 | 9,439 | 47.9 | 155,072 | 72.6 |
| 法人でない団体 | 60 | 0.3 | 245 | 0.1 |
| 公営 | 385 | 2.0 | 11,873 | 5.6 |

男女別不詳分を含む。

4 従業者規模別の状況

「1～4人」の事業所は11,230事業所（構成比58.1%）ともっとも多い。
従業者数10人以上の事業所が従業者数の7割以上を占めている。

（1）事業所数

民営事業所について、従業者規模別に事業所数をみると、「1～4人」の事業所が11,230事業所ともっとも多く、全事業所数の58.1%を占めている。以下「5～9人」3,916事業所（同20.3%）、「10～19人」2,270事業所（同11.7%）と続いている。従業者規模が大きくなるほど事業所数が少なくなっているように、従業員10人未満の事業所が7割以上を占めている。

（2）従業者数

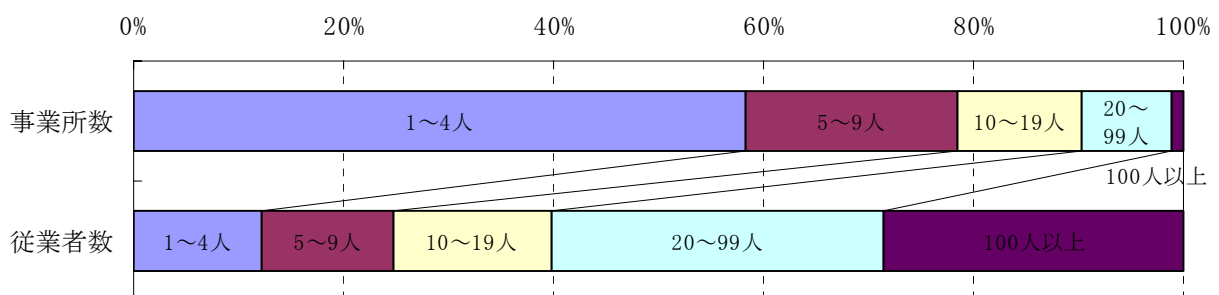
従業者数をみると、「10～19人」の事業所が30,422人（同15.1%）ともっとも多い。以下「100～299人」27,580人（同13.7%）、「50～99人」27,242人（同13.5%）と続いている。従業者数10人以上の事業所が7割以上を占めている。

表5 従業者規模別事業所数及び従業者数（民営事業所）

| 従業者規模 | 事業所数 | | 従業者数※ | |
|----------|--------|--------|---------|--------|
| | | 構成比(%) | | 構成比(%) |
| 総数 | 19,329 | 100.0 | 201,843 | 100.0 |
| 1～4人 | 11,230 | 58.1 | 24,429 | 12.1 |
| 5～9人 | 3,916 | 20.3 | 25,540 | 12.7 |
| 10～19人 | 2,270 | 11.7 | 30,422 | 15.1 |
| 20～29人 | 763 | 3.9 | 18,056 | 8.9 |
| 30～49人 | 494 | 2.6 | 18,426 | 9.1 |
| 50～99人 | 398 | 2.1 | 27,242 | 13.5 |
| 100～299人 | 174 | 0.9 | 27,580 | 13.7 |
| 300～499人 | 32 | 0.2 | 11,604 | 5.7 |
| 500人以上 | 20 | 0.1 | 18,544 | 9.2 |
| 派遣従業者のみ | 32 | 0.2 | - | - |

男女別不詳分を含む。

図3 従業者規模別事業所数及び従業者数の割合（民営）



5 従業上の地位別の状況

雇用者は17万6,489人で従業者の87.6%を占める。

雇用者のうち、男性の「正社員・正職員」が男性の雇用者全体の74.0%を占める。

一方、女性の「パート・アルバイト等」が女性の雇用者全体の55.7%を占める。

非農林漁業の民営事業所について、従業上の地位別に従業者数をみると、「雇用者」は176,489人（構成比87.6%）、「有給役員」は13,660人（同6.8%）、「個人業主」と「家族従業者」は11,429人（同5.7%）となっている。

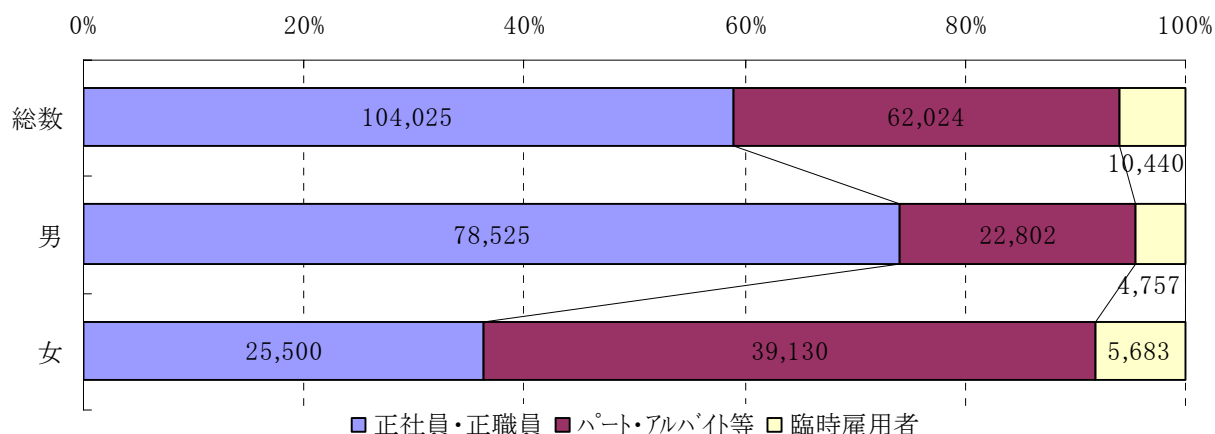
雇用者を男女別にみると、男性の「正社員・正職員」が78,525人（男性の雇用者全体の74.0%）となっている。一方、女性の「パート・アルバイト等」が39,130人（女性の雇用者全体の55.7%）で、「正社員・正職員」の25,550人（同36.3%）を上回っている。

表6 従業上の地位、男女別従業者数（民営事業所、非農林漁業）

| 従業上の地位 | 総数 | | 男 | | 女 | |
|------------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | ※ | 構成比(%) | | 構成比(%) | | 構成比(%) |
| 総数 | 201,578 | 100.0 | 122,081 | 100.0 | 79,405 | 100.0 |
| 個人業主 | 8,710 | 4.3 | 5,929 | 4.9 | 2,781 | 3.5 |
| 家族従業者 | 2,719 | 1.3 | 580 | 0.5 | 2,139 | 2.7 |
| 有給役員 | 13,660 | 6.8 | 9,488 | 7.8 | 4,172 | 5.3 |
| 雇用者 | 176,489 | 87.6 | 106,084 | 86.9 | 70,313 | 88.5 |
| 常用雇用者 | 166,049 | 82.4 | 101,327 | 83.0 | 64,630 | 81.4 |
| 正社員・正職員 | 104,025 | 51.6 | 78,525 | 64.3 | 25,500 | 32.1 |
| パート・アルバイト等 | 62,024 | 30.8 | 22,802 | 18.7 | 39,130 | 49.3 |
| 臨時雇用者 | 10,440 | 5.2 | 4,757 | 3.9 | 5,683 | 7.2 |

男女別不詳分を含む。

図4 雇用者の男女別、従業上の地位別割合（民営、非農林漁業）



6 地区別の状況

尼崎市では南部が事業所及び従業員ともに半数以上を占めている。

(1) 事業所数

民営事業所について、事業所数を地区別にみると、小田地区が4,137事業所でもっとも多く、全体の21.4%を占めている。以下立花地区4,115事業所(構成比21.3%)、中央地区3,649事業所(同18.9%)、園田地区3,019事業所(同15.6%)、大庄地区2,246事業所(同11.6%)、武庫地区2,163事業所(同11.2%)となっている。

(2) 従業員数

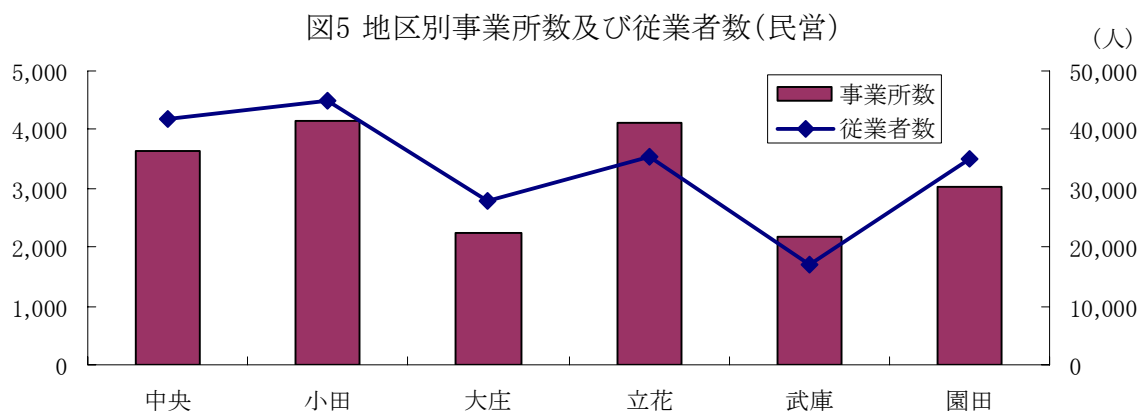
従業員については、小田地区が45,006人ともっとも多く、全体の22.3%を占めている。以下中央地区41,772人(同20.7%)、立花地区35,332人(同17.5%)、園田地区34,881人(同17.3%)、大庄地区27,795人(同13.8%)、武庫地区17,057人(同8.5%)と続いている。

1事業所当たりの従業員数では大庄地区の12.4人がもっとも多く、次いで園田地区11.6人で、最も少ないのは、武庫地区の7.9人であった。

表7 地区別事業所数及び従業員数(民営事業所)

| 地区 | 事業所数 | | 従業員数 | | 1事業所当たり 従業員数 |
|----|--------|--------|---------|--------|-----------------|
| | | 構成比(%) | | 構成比(%) | |
| 総数 | 19,329 | 100.0 | 201,843 | 100.0 | 10.4 |
| 中央 | 3,649 | 18.9 | 41,772 | 20.7 | 11.4 |
| 小田 | 4,137 | 21.4 | 45,006 | 22.3 | 10.9 |
| 大庄 | 2,246 | 11.6 | 27,795 | 13.8 | 12.4 |
| 立花 | 4,115 | 21.3 | 35,332 | 17.5 | 8.6 |
| 武庫 | 2,163 | 11.2 | 17,057 | 8.5 | 7.9 |
| 園田 | 3,019 | 15.6 | 34,881 | 17.3 | 11.6 |

男女別不詳分を含む。



7 企業の状況

企業総数 5,765 企業、会社企業の常用雇用者数 103,005 人

(1) 企業数

尼崎市に本所・本社・本店を置く企業（単独事業所を含む。）の総数は 5,765 企業で、企業産業大分類別にみると、「卸売・小売業」の 1,273 企業（構成比 22.1%）がもっとも多く、「建設業」1,155 企業（同 20.0%）、「製造業」1,050 企業（同 18.2%）と続いている。

(2) 従業者数

尼崎市の会社企業の常用雇用者数（支所・支社・支店を含む。）の総数は、103,005 人で、企業産業大分類別にみると、「製造業」の 33,389 人（同 32.4%）がもっとも多く、「卸売業・小売業」23,656 人（同 23.0%）、「運輸業・郵便業」10,618 人（同 10.3%）と続いている。

表 8 企業産業（大分類）、企業数及び常用雇用者数

| 企業産業(大分類) | 企業数 | | 常用雇用者数※ | |
|---------------------|-------|--------|---------|--------|
| | | 構成比(%) | | 構成比(%) |
| 総数 | 5,765 | 100.0 | 103,005 | 100.0 |
| A 農業, 林業 | 7 | 0.1 | 257 | 0.2 |
| B 漁業 | - | - | - | - |
| C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 2 | 0.0 | 171 | 0.2 |
| D 建設業 | 1,155 | 20.0 | 8,713 | 8.5 |
| E 製造業 | 1,050 | 18.2 | 33,389 | 32.4 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2 | 0.0 | 19 | 0.0 |
| G 情報通信業 | 85 | 1.5 | 1,331 | 1.3 |
| H 運輸業, 郵便業 | 198 | 3.4 | 10,618 | 10.3 |
| I 卸売業, 小売業 | 1,273 | 22.1 | 23,656 | 23.0 |
| J 金融業, 保険業 | 64 | 1.1 | 271 | 0.3 |
| K 不動産業, 物品賃貸業 | 817 | 14.2 | 2,739 | 2.7 |
| L 学術研究, 専門・技術サービス業 | 218 | 3.8 | 2,769 | 2.7 |
| M 宿泊業, 飲食サービス業 | 187 | 3.2 | 4,681 | 4.5 |
| N 生活関連サービス業, 娯楽業 | 172 | 3.0 | 2,118 | 2.1 |
| O 教育, 学習支援業 | 49 | 0.8 | 750 | 0.7 |
| P 医療, 福祉 | 170 | 2.9 | 2,616 | 2.5 |
| Q 複合サービス事業 | - | - | - | - |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 316 | 5.5 | 8,907 | 8.6 |

海外の常用雇用者を含む。